

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

第 号  
年 月 日

様

知立市長 林 郁 夫

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで届出の  
あった下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、  
通知します。

記

- 1. 行為の場所 知立市 \_\_\_\_\_
- 2. 行為の着手予定日 年 月 日
- 3. 行為の完了予定日 年 月 日
- 4. 設計及び施行方法 確認申請提出先  知立市  指定確認検査機関

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
工 建 作 築 物 の 建 築 又 は 設 計 の 概 要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
	(Ⅰ)敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	(Ⅱ)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	(Ⅲ)延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	(Ⅳ)最 高 の 高 さ 地盤面から _____ m	(Ⅴ)用 途 : _____ (Ⅵ)構 造 : 木造・鉄骨造・RC造・その他 ( ) 垣又は柵の構造 : CB・フェンス・生垣・その他 ( )			
(3) 建築物等の用途の変更		(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
		m <sup>2</sup>			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木 竹 の 伐 採		伐採面積			m <sup>2</sup>

備 考

当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法が生じた場合は都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。

外構工事（かき又はさく、車庫・物置等）を施行する場合にも  
地区計画の届出が必要です。（都市計画課 【内線】4111）